

一般社団法人 兵庫県サッカー協会 定款細則

<サッカー加盟登録団体（チーム）>

第1条 加盟登録団体（チーム）（以下「加盟チーム」という。）とは、公益財団法人日本サッカー協会（以下「日本協会」という。）制定の基本規程第56条より第129条によるサッカー競技を行う団体（チーム）で、日本協会制定のサッカー選手の登録と移籍等に関する規則及びフットサル選手の登録と移籍等に関する規則により一般社団法人兵庫県サッカー協会（以下「本協会」という。）に登録したもの並びに兵庫県下で単独又は合体してそれぞれのサッカー協会を組織し、又はそれらのサッカー協会が連合してその地区のサッカー協会を組織した団体（以下「都市協会」という。）に加盟登録したものをいう。

<正会員>

第2条 正会員とは、本協会の目的に賛同する都市協会並びに種別毎等に加盟チームで構成された団体（以下「各種連盟」という。）で、本協会に会費を納付したものをいう。

2 前項の正会員は、尼崎サッカー協会、一般社団法人北摂サッカー協会、一般社団法人西宮サッカー協会、一般社団法人芦屋市サッカー協会、一般社団法人神戸市サッカー協会、一般社団法人明石サッカー協会、東播サッカー協会、一般社団法人兵庫県北播磨サッカー協会、一般社団法人姫路サッカー協会、特定非営利活動法人西播磨サッカー協会、丹有サッカー協会、特定非営利活動法人但馬サッカー協会及び特定非営利活動法人淡路サッカー協会並びに兵庫県社会人サッカー連盟、兵庫県クラブユースサッカー連盟及び特定非営利活動法人兵庫県フットサル連盟とする。都市協会の範囲は、別表第1のとおりとし、各種連盟の範囲は兵庫県全域とする。

3 正会員は、本協会と共同して、その管轄下のサッカー等の指導及び普及に関する事項並びに加盟チームの登録手続事務、競技会及び講習会等の開催、その他の事業を実施することができる。

第3条 本協会は、正会員に対し助成金又は交付金等を交付することができる、その金額についてはその都度別に定める。

第4条 正会員は、その事務所、連絡先、役員の氏名及び住所並びに分掌及び組織を毎年5月末までに、収支決算を毎年7月末までに報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

<入会金及び会費>

第5条 本協会の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 5,000円
- (2) 賛助会員 1口 10,000円

2 本協会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 350,000円
- (2) 賛助会員 年額 1口 10,000円

3 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

4 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

<加盟登録料、受講料、参加料、競技会申請料及びユニフォーム広告申請料>

第6条 本協会に加盟しようとする団体（チーム）は、加盟登録料を4月30日までに本協会種別委員会へ納入しなければならない。その金額は事務局が各種委員会と調整のうえ定め、理事会の議決を経て総会の承認を受ける。

- 2 本協会が実施する研修会及び講習会への受講料は、実施する委員会等が定め、理事会の議決を経て、総会の承認を受ける。
- 3 本協会が実施する大会等の事業への参加料は、実施する委員会等が定め、理事会の承認を受ける。
- 4 加盟チームは、海外のチームと競技会を開催するときは、申請書類に申請料を添えて申請しなければならない。
- 5 加盟チームは、ユニフォームに広告を掲載するときは、申請書類に申請料を添えて申請しなければならない。

<登録>

第7条 加盟チームは毎年4月30日までにWEB登録手続きを行わなければならない。

第8条 登録に関する諸条項は日本協会制定のサッカー選手の登録と移籍等に関する規則、フットサル選手の登録と移籍等に関する規則、ユニフォーム規程、審判員及び審判指導者に関する規則並びに指導者に関する規則に準拠する。

<事務局>

第9条 本協会に事業の遂行のため事務局を置く。事務局規程は別に定める。

- 2 事務局には、次長及び委員を置く。

<専門委員会>

第10条 本協会に次の専門委員会を置く。

- (1) 技術委員会
- (2) 審判委員会
- (3) 規律・フェアプレー委員会
- (4) 医科学委員会
- (5) 広報委員会

各委員会の委員には各種委員会の代表各1名をそれぞれ含めるものとする。なお、専門委員会規程は別に定める。

<各種委員会>

第11条 本協会に登録種別毎の次の委員会を置く。

- (1) 第1種委員会
- (2) 第2種委員会
- (3) 第3種委員会
- (4) 第4種委員会
- (5) 女子委員会
- (6) フットサル委員会
- (7) シニア委員会
- (8) キッズ委員会

各委員会の委員には、各都市協会の代表を含めるものとする。なお、各種委員会規程は別に定める。

<プロジェクト>

第12条 プロジェクトは、本協会の事業の遂行の為に会長が必要と認めるときは、会長がプロジェクトリーダーを選任し、理事会の議決に基づき設置することができる。

<各委員会の招集>

第13条 それぞれの専門委員会、各種委員会及びプロジェクトは、各委員会等の委員長が招集しその議長となり、議事を審議し、その議事録を7日以内に事務局に提出する。

<名誉会長・特別顧問・顧問及び参与>

第14条 名誉会長、特別顧問、顧問及び参与は、理事会の推薦に基づき総会の議決を経て、会長が委嘱する。

2 名誉会長、特別顧問、顧問及び参与は、この法人の重要な事項について会長の諮問に応じ又は建議することができる。

3 名誉会長、特別顧問、顧問及び参与は、入会金及び会費を納めることを要しない。

第15条 本協会における一般的な諸手続等について特に本細則に定められていない事項については、日本協会定款及び基本規程に準拠する。

第16条 本協会並びに他の団体が主催、主管、後援及び協賛する大会について、特に本細則に定められていない事項については、日本協会基本規程に準拠する。

第17条 本細則の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1 この定款細則は、平成24年6月17日より施行する。

2 この法人の定款細則第14条に係る設立当初の特別顧問、顧問及び参与は、次に掲げる者とする。

特別顧問 井戸 敏三

顧問 瀬川 幸一 顧問 前野 正 顧問 佃 幹夫 顧問 長岡 康規

顧問 西村 康稔 参与 賀川 浩 参与 津川 昌治 参与 一北 四郎

参与 五島 祐治郎 参与 立花 専治 参与 師田 二郎 参与 藤田 利明

参与 山下 隆生 参与 一北 保五郎 参与 中野 孝 参与 桐原 正記

改 正 平成28年10月16日

別表第1 (第2条関係)

都市協会名	郡名	市町名	都市協会名	郡名	市町名
1 尼崎		尼崎市	9 姫路 1 市 3 町	神崎郡	姫路市 市川町 福崎町 神河町
2 北摂 3 市 1 町	川辺郡	伊丹市 宝塚市 川西市 猪名川町	10 西播磨		相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市
3 西宮		西宮市	4 市 3 町	赤穂郡	上郡町
4 芦屋市		芦屋市		揖保郡	太子町
5 神戸		神戸市		佐用郡	佐用町
6 明石		明石市	11 丹有 3 市		三田市 篠山市 丹波市
7 東播 2 市 2 町	加古郡	加古川市 高砂市 播磨町 稲美町	12 但馬 3 市 2 町	美方郡	豊岡市 養父市 朝来市 香美町 新温泉町
8 北播磨 5 市 1 町	多可郡	加西市 西脇市 三木市 小野市 加東市 多可町	13 淡路 3 市		洲本市 南あわじ市 淡路市